

埼玉県浄化槽適正処理促進協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第54条の規定により、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行うため、「埼玉県浄化槽適正処理促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関する次の事項について協議する。

- (1) 浄化槽の整備促進に関すること
- (2) 浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事業等

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者から環境部長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 指定検査機関
- (3) 浄化槽関係団体を代表する者
- (4) 政令指定都市職員
- (5) 市町村職員
- (6) 県職員
- (7) その他適当と認められる者

2 会長は、互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

3 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、環境部長が招集する。

2 会長が、議長となる。

3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該

事項の誠実な実施に努めるものとする。

(作業部会)

第7条 協議会に、作業部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員及び委員であった者は、浄化槽管理者の氏名、住所等の個人情報を含め知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務等)

第9条 協議会の庶務は、埼玉県環境部水環境課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 「埼玉県浄化槽維持管理の適正化を検討する会議設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。